

滋賀・大阪・奈良

野洲市「債権管理条例、くらし支えあい条例」

大阪「国際花と緑の博覧会跡地」

斑鳩町「ゼロ・ウェイスト宣言」について

日本共産党横浜市議団参加報告書

期間：2017年11月14日(火)～16日(水)



目次

野洲市「債権管理条例、くらし支えあい条例」について	2
参加議員の報告（白井 まさ子、古谷 やすひこ、岩崎 ひろし）	9
大阪「国際花と緑の博覧会跡地」について	12
参加議員の報告（あらき 由美子、かわじ 民夫、みわ 智恵美）	21
斑鳩町「ゼロ・ウェイスト宣言」について	24
参加議員の報告（大貫 憲夫、北谷 まり、宇佐美 さやか）	47
資料	51

【参加者】

あらき 由美子団長 白井 まさ子、古谷 やすひこ両副団長
大貫 憲夫、岩崎 ひろし(14日のみ)、かわじ 民夫、みわ 智恵美、北谷 まり、宇佐美 さやか議員
事務局員3人(足立事務局長 柏木・石母田事務局員)

視察プログラム

14日(火)
9:06 新横浜発
14:00 野洲市役所にてヒヤリング
17:30 日本共産党野洲市議団と意見交換
15日(水)
10:00 大阪花博記念公園鶴見緑地の現地視察
13:30 大阪市役所にて日本共産党大阪市議団と意見交換
16日(木)
10:00 斑鳩町役場でヒヤリング その後、斑鳩ゴミ衛生処理場現地視察
17:04 新横浜着

1、野洲市「債権管理条例、くらし支えあい条例」について

場所：滋賀県 野洲市役所 14～15：30

説明：市民部 市民生活相談課消費生活センター 課長補佐 生水（しょうず）宏美氏
：総務部 納税推進課 課長 橋本 すみ江氏 牧 利昌氏



左から牧氏、橋本氏、生水氏

『ようこそ滞納いただきました!?!』債権管理条例について

野洲市の税の滞納整理の考え方

説明：納税推進課 牧 利昌氏

野洲市債権管理条例について ～債権管理における課題と取組～

●債権管理条例の必要性について

－私債権の整理（放棄）の必要性

- ・長期に渡る不良（徴収不能）債権の整理

→正確な財政状況の把握が必要だった

－効率的な債権管理体制（一元管理体制）について

- ・滞納している市民の状態を総合的に把握
- ・債権管理に必要な知識・経験を蓄積

●条例制定の経緯（2013年12月～2015年3月末）

－野洲市債権適正管理検討プロジェクトチームができる。

－管理及び徴収に係る現状調査、適正管理手法の検討

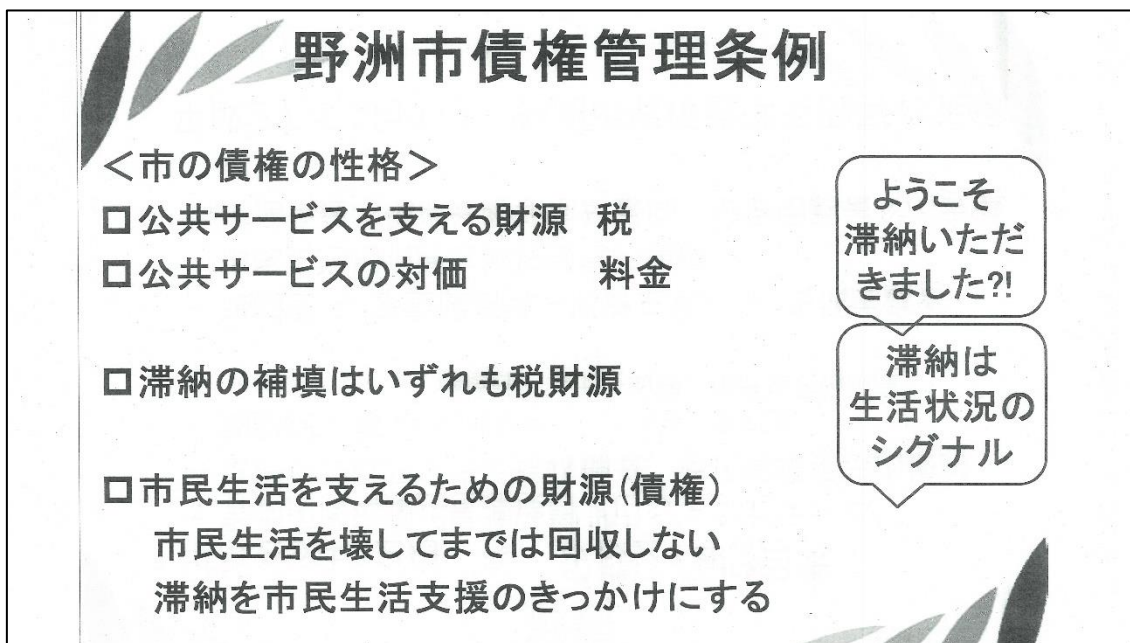
－総務課主導（学校教育課、こども課、住宅課、環境課、上下水道課、市民生活相談課）

－「滞納者⇔多重債務者（消費生活）⇔生活困窮者」という考え方の整理

－市民生活相談課と納税部局の連携

⇒生活再建の視点を踏まえた条例 生活困窮者への支援

●野洲市債権管理条例とは（市長作成資料より）



野洲市債権管理条例

＜市の債権の性格＞

- 公共サービスを支える財源 税
- 公共サービスの対価 料金

- 滞納の補填はいずれも税財源

- 市民生活を支えるための財源(債権)
市民生活を壊してまでは回収しない
滞納を市民生活支援のきっかけにする

ようこそ滞納いただきました?!

滞納は生活状況のシグナル

●特徴① 生活困窮者支援－1

- ・徴収停止（野洲市債権管理条例第6条）
 - －「生活困窮」を理由に徴収停止ができる
 - －地方自治法施行令には「ない」

野洲市債権管理条例
(徴収停止)

第6条 市長は、非強制徴収公債権等で履行期限後相当の期間を経過してもなお完全に履行されていないものについて、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「令」という。)第171条の5各号に掲げるもののほか、し債務者が著しい生活困窮状態(生活保護法(昭和25年法律第144号)の適用を受けているとか、又はこれに準ずる状態をいう。以下同じ。)にあり、これを履行させることが著しく困難又は不適當であると認めるときは、以後その保全及び取立てをしないことができる。

参考

地方自治法施行令

第171条の5 普通地方公共団体の長は、債権（強制徴収により徴収する債権を除く。）で履行期限後相当の期間を経過してもなお完全に履行されていないものについて、次の各号の一に該当し、これを履行させることが著しく困難又は不適當であると認めるときは、以後その保全及び取立てをしないことができる。

- ① 法人である債務者がその事業を休止し、将来その事業を再開する見込みが全くなく、かつ、差し押えることができる財産の価額が強制執行の費用をこえないと認められるとき。
- ② 債務者の所在が不明であり、かつ、差し押えることができる財産の価額が強制執行の費用をこえないと認められるときその他これに類するとき。
- ③ 債権金額が少額で、取立てに要する費用に満たないと認められるとき。

特徴① 生活困窮者支援－2

- ・債権放棄（野洲市債権管理条例第7条）

「生活困窮」を理由に債権放棄ができる

(債権放棄)※一部抜粋

第7条 市長は、市の私債権について、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該私債権及びこれに係る損害賠償金その他の徴収金の全部又は一部を放棄することができる。

①当該私債権について消滅時効に係る時効期間が経過したとき(債務者が時効の援用をしない特別の理由がある場合を除く。)

(中略)

(有) 債務者が著しい生活困窮状態にあり、資力の回復が困難で、当該私債権その他の債権について弁済することができる見込みがないと認められるとき。

(有) 債務者が死亡、失踪、行方不明その他これに準ずる事情にあり、市長が徴収の見込みがないと認めるとき。

参考

地方自治法

(金銭債権の消滅時効)

第二百三十六条 金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利は、時効に関し他の法律に定めかおるものを除くほか、五年間これを行なわないときは、時効により消滅する。普通地方公共団体に対する権利で、金銭の給付を目的とするものについても、また同様とする。

地方自治法施行令

(免除)

第一百七十一条の七 普通地方公共団体の長は、前条の規定により債務者が無資力又はこれに近い状態にあるため履行延期の特約又は処分をした債権について、当初の履行期限(当初の履行期限後に履行延期の特約又は処分をした場合は、最初に履行延期の特約又は処分をした日)から十年を経過した後において、なお、債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、かつ、弁済することができる見込みがないと認められるときは、当該債権及びこれに係る損害賠償金等を免除することができる。

特徴① 生活困窮者支援－3

・債権管理審査会(同条例施行規則第13条)

－私債権を放棄する(同条例第7条)ための債権管理審査会の構成員に市民部生活相談課長も参加

－生活困窮者支援の視点をここでも入れる

野洲市債権管理条例施行規則

(債権管理審査会)

第13条 条例第7条に規定する債権放棄の可否を審査するため、野洲市債権管理審査会(以下「審査会」という。)を置く。

2 審査会は、次に掲げる委員で構成する。

① 総務部長

② 総務部納税推進課長

③ 総務部税務課長

④ 当該債権を移管前に所管していた所管課長等

特徴② 一元管理

・納税推進課で一元管理

－非強制徴収公債権及び私債権の法的措置(経験の蓄積)

(一部の強制徴収公債権も含む。)

－私債権放棄関係業務

一 所管課の実務状況把握

債権管理事務の効果

① 何故、今、生活困窮者対策か？

→差押による一時的な徴収よりも、生活再建を経て納税していただく方が、長期的な納税額が大きい。

→頼りがいのある行政：市民生活の安定こそが今後の長期的な納付意欲の向上につながる。

(行政こそが市民にとってのファイナルディフェンスライン)

② 業務の効率化

→差押よりも債務整理の方が納税額を生み出しやすい

債権管理事務の課題①

①情報の共有化

・情報の取得が難しい

→強制徴収公債権：非常に強力な財産調査権(国税徴収法第141条等)

→私債権や非強制徴収公債権：制限された調査権

同じ公の債権なのに・・・

・税情報の活用が難しい

→地方税法第22条による守秘義務

他の自治体等から情報提供を受けるのも困難。

滞納者の生活状況を総合的に判断できない・・・



課題①に対する対応と成果

①情報の共有化

課題：地方税法等による守秘義務

取組：H29年3月24日

生活困窮者等の発見・支援における税等の情報の活用ができるよう、生活困窮者自立支援法の改正を厚生労働省社会・援護局、総務省自治税務局に要望。

債権管理事務の課題②

②生活困窮者の市民生活相談課への誘導

・困っている市民は自ら相談に来ない(来れない)

→支援する者が積極的に対象者を発見する

→滞納を市民からのSOSとして捉える

・市の情報を活用し、相談(生活支援)に繋げる

- 強い調査権限をもつ強制徴収公債権が先頭に立って情報収集（※情報共有には課題①の壁）
 - 各課の納付相談等における対応研修
 - 頼りがいのある市役所のアピール
- 困っている市民を市役所から見つけ、生活支援につなげる。

課題②に対する対応と成果

②生活困窮者の市民生活相談課への誘導方法

H28年度自立相談支援事業:1,243件

相談経路の内訳

関係機関等(主に福祉・税)からの紹介件数が昨年度比174.3%増(111件)。
 …債権管理条例の取組により、庁内連携の仕組みが強化された成果。

債権管理事務の課題③

③移管債権（移管基準有）の少なさ
 条例等の枠組みが上手く活用されていない。

理由

- ・債権所管課の事務体制（人員不足等）
- ・枠組みに対する知識不足



債権管理事務の課題③

③ 移管債権二（移管基準有）の少なさ
 過去の実績

	H28年度	H27年度
債権放棄	水道料金 2件10期10,452円	市営住宅使用料 4件12ヶ月1,892,800円 水道料金 2件6期48,209円
強制回収		水道料金 1件5期94,777円 督促手数料500円 印紙等関係費用2,434円

課題③に対する対応と成果（取組中）

③移管債権（移管基準有）の少なさ

債権所管課とのつなぎ役を果たす。

対応について

- ・研修会や連絡会議の開催による、債権管理や枠組みに関する知識提供
- ・各課とのコミュニケーション強化(聞き取り調査、案件の掘り起こし、個別相談、移管候補の進捗管理等)
- ・移管後の進捗状況の報告

生活困窮支援 くらし支えあい条例について

説明：市民生活相談課消費生活センター 課長補佐 生水（しょうず）宏美氏

※冊子後半に資料

野洲市くらし支えあい条例について

【基本方針と目的】

「売り手よし（事業者）、買い手よし（消費者）、世間よし（地域）」。近江商人の精神である三方よしの伝統を継承し、事業者と消費者がともに満足し成長することで地域社会の健全な発展を目指すことを条例の基本方針とした。

併せて、消費者トラブルを始めとする市民のくらしに関わる様々な問題の発生の背景にその人の貧困、認知症、障害、家庭問題、孤立、その他の生活上の諸課題があることが多いことを踏まえて、消費者トラブルの解決のみならず、生活困窮者等を支援することにより、安全かつ安心で市民が支えあうくらしの実現に寄与する事を目的。

【生活困窮者等への支援の拡充】

- 借金がある、税金が払えない、働きたいが仕事が見つからない、家族がひきこもっているなど市民のくらしに関わる様々な問題に対し、困っている、困っていそうな市民を発見し、市役所と地域の総合力で課題解決のために必要な支援する。
- 専門的知見の活用により支援を効果的に行うため、弁護士・司法書士などの専門家や関係機関により構成する野洲市支援調整会議を設置する。
- 市役所各部署の連携をより強化し総合的に支援するため、市の関係機関に属する全ての職員により構成される野洲市市民生活総合支援推進委員会を設置する。

【見守り活動の強化】

- 配慮を要する市民が地域で安心してくらすよう、市が見守りに協力する事業者、NPO 法人、自治会などの団体と見守りについての協定を結び、見守りネットワークを構築。

●高齢者や障がい者など消費者トラブルに遭いやすい市民をその被害から守るために、野洲市消費者安全確保地域協議会をつくる。

他にも、「三方よし経営を促進」「消費者トラブルに対する解決力を強化」「消費者トラブルの未然・拡大防止」などを掲げている。

【質疑応答】

Q：各課で特別な体制をとっていますか。

A：納税課では、特にそういったことはしていない。一件一件に時間がかかることはある。優先順位をつけていくことで対応している。

Q：滞納状況の改善などはどうですか。

A：28年度の多重債務の相談件数は42人。納税推進課から紹介あったのが10人です。過払いの回収金額は3000万円。一括納付は9件202万です。これは相談者が自ら納めたものです。分割は入っていません。28年度の預金差し押さえは78件。その内回収されたのが312万円。債務整理をし、生活再建すれば納付できるようになるというのは明らか。生活再建が進めば、当然、納税にもつながっていく。



金利のグレーゾーンがなくなり、過払い金が無くなったといわれるけど。まだある。最近では、相続の関係が増えている。亡くなってから過払いだった債務がわかることも。

Q：様々な窓口が連携していくことについて、具体的な事例や効果はどうですか。

A：昨年の全相談者は179人。その内111人が納税課や、子育て支援課などから回ってくる。本人自ら30件のみ。相談に来てくださりだけではなかなか自らこられない。色んな窓口が連携することが大事だと思う。

例えば、犬の鳴き声がうるさいという相談がきた。環境課の職員が訪問すると、犬は鳴かない。苦情主は聞こえないものが聞こえていることになる。生活支援課の職員が同行し、話を聞くと精神疾患をお持ちの引きこもりがちの方だった。福祉サービスや医療（診察）につなげて、社会に出られた。

また、町として、過払いなどの債務整理に詳しい法律事務所と契約し、年に数回、無料法律相談を開催している。無料法律相談に離婚について相談があった場合、生活再建の視点でみると、法律的な分野にとどまらず、よく聞き取ると、実は夫に借金がある、虐待がある、失業、アルコール依存、心の病があり、親の介護があるなどの問題が分かってくる。DVなら子育て家庭支援課や児童相談所、子どもの環境なら教育委員会、心の問題なら健康推進課の保健師につなげる。法律相談は、あらゆる相談を受ける1つの入り。市民の生活をとことん支援していくのが生活困窮支援法の位置づけ。他にも、国のアクションプランという事業を使って、市役所内にハローワークの機能

もってきている。就職ナビゲーターが個室で相談する。生活保護ならケースワーカー、就労支援につなげている。

Q：債権管理条例、くらし支えあい条例の議会での反応はどうでしたか

A：全会一致で賛成でした。



写真左：野洲市役所の一階入り口そばにある市民生活相談課

○参加議員からの報告・感想

白井まさこ議員（副団長 港北区選出）

「ようこそ滞納、滞納は生活状況のシグナル」「頼りがいのある行政になる」

滋賀県野洲市の野洲市役所で、市民生活相談課課長補佐、職員の方、納税推進課職員の方から直接、「困っている市民は相談に来ないので、行政自ら、市民の困りごとをつかむ努力をして、解決に向けている」というお話を聞いてきましたので、報告します。

琵琶湖に面した、人口5万1千人の市です。市役所正面玄関を入ると、やわらかい雰囲気があり、正面に受付、右手に市民課と市民生活相談課、左手に税務課・納税推進課が配置されています。市民生活相談課を設けて、相談機能を集約しています。まさにワンストップ対応です。職員体制は、課長 課長補佐 正規2名 他5名（消費生活専門相談員・消費生活アドバイザー・社会福祉士・フィナンシャルプランナー資格のある）です。

横浜市と違う点は、

- 1 「野洲市くらし支えあい条例」を設け、「市民の生活の困りごとを解し、自立を促し、生活再建に向けた支援を行うことは、市の重要な役割です」と規定している。
- 2 「野洲市債権管理条例」を設け、「滞納している市民の状態を総合的に把握する」としている。市長自らの考えとして「ようこそ滞納いただきました?!」「滞納は生活状況のシグナル」として、職員のお話では、「自助はない」「滞納している人は生活困窮者ではないかの視点で臨む」



と。「差し押さえによる一時的な徴収よりも、生活再建を経て納税していただく方が、長期的な納税額が大きい」「市民生活の安定こそが今後の長期的な納付意欲の向上につながる。頼りがいのある行政になる」「差し押さえよりも債務整理のほうが納税額を生み出しやすい」と。しかし、課題もあると。

(1) 地方税法等による守秘義務があつて、情報の共有化が課題であり、情報活用ができるよう、国へ生活困窮者自立支援法の法改正を要望している。現状では本人から同意書を得て、庁内で情報共有している。

(2) 困っている人は自ら相談に来ることができないので、市役所から見つけ、生活支援につなげ、生活改善・納付につなげる。成果として、福祉・税からの相談件数が昨年度比 174.3%増。債権管理条例の取り組みにより、庁内連携の仕組みが強化された成果。

お話で印象的だったことは、課長補佐から「市民さんの命を守る」「条例ができて相談件数が増えたということではなく、職員の意識づけが高まった」納税推進課職員の方から「生活再建の重要性を実感する」「市民生活相談課があるから、滞納整理業務ができる」とお聞きしました。お互いを信頼しながら業務すること自体が、市民から信頼される市役所につながっていると実感したところです。

この視察を活かして、横浜市に対して提案していきたいと思います。



古谷やすひこ議員（副団長 鶴見区選出）

野洲市の債権管理などで市民に寄り添った市職員の対応について

全国的にも有名になって視察の受け入れがなかなか許可してもらえない野洲市の債権管理の取組をようやく視察してきました。

「ようこそ滞納いただきました」「滞納は生活状況のシグナル」として、滞納者にはまず生活困窮をしていないかどうかという視点を持って対応するとのこと。差押えなどの強行的な方法でバリバリ市民の方を追い詰めて収納率を一時的にあげても行政への不信を生むだけで限界が出てくる。それよりも、長期的な視点で、滞納者がどんなことに困っているのかを一つ一つ解決していくことで税金を払ってもらえるような状況にしていけば、行政への信頼も増し、今後も納税もしてもらえるようになる。長期的な納税額が大きくなるというもの。このことを「債権管理条例」を定めて実践しているのが野洲市です。

野洲市債権管理条例の特徴の一つは、生活困窮を理由に債権放棄ができるというもの。「債権者が著しい生活困窮状態にあり、資力の回復が困難で、当該私債権その他の債権について弁済することができる見込みがないと認められるとき。」に債権放棄ができる。

実際に、債権管理業務からみても、差押えよりも債権管理の方が納税額を生み出しやすいとのこと。

これらを実践するにあたって個人情報の取得がネックになっていたが、本人からの同意書ももらうことでクリア。また実際に困っている市民の方は今までは自らが相談にはこれなかったが、支援をするものが積極的に対象者を発見しようとする視点をあらゆる部署の職員が持って対応することで、頼りがいのある市役所をアピールして、相談の敷居を低くしてきた。市民生活相談課が主軸になって庁内連携をすすめて様々な部署から相談が寄せられるようになったそうです。実際、滞納している人は一つの問題だけではなく、複合的に問題を抱えているケースが多く、市役所が持っている機能丸ごとで対応しなければ対応しきれない、とのこと。

こんな視点をすべての職員さんが持っているんですか？と聞くと、「その点は苦勞しているし、手も足りないが、現状の人員体制でやれることをがんばっている」とのこと。

わざわざ「宣言」とかではなく、「条例」にしたことによって市を縛るものにして、担当者や市長が変わっても野洲市が目指すものは変わらないようにしたそうで、やっぱり熱意ある職員さんがいることで大きく施策が進むいい事例だと感じました。



岩崎ひろし議員（戸塚区選出）

今回の野洲市の視察目的は、「野洲市くらし支えあい条例」、「野洲市債権管理条例」の実施状況の調査だった。

それぞれの担当課からの詳細な説明は、大変参考になった。

「野洲市くらし支えあい条例」と「野洲市債権管理条例」の関連付けについて質問したが、くらし支えあい条例の「目的」、「第25条」、「26条」との関係で明快な説明をいただいた。

「目の前にいる困難を抱えた人を救えないような制度は欠陥制度だと思う」、「市のどの部署の職員であっても本条例の目的・精神を踏まえている必要があり、その意識向上を図るため研修を行っている」、「市民からのSOSに気づいた人が生活

支援課に情報を入れることが当たり前になりつつある」など、感心する言葉が続いたのに驚かされた。

担当課の説明のおおもとになっているのは、本条例の前文、目的に述べられている。この部分は「現市長が自ら書かれた」との説明は圧巻であった。

こうした市民のくらしを守る基本姿勢を行政全体にいきわたらせるうえで、市長の考え、基本姿勢が決定的な役割となっていることがよく理解できた。

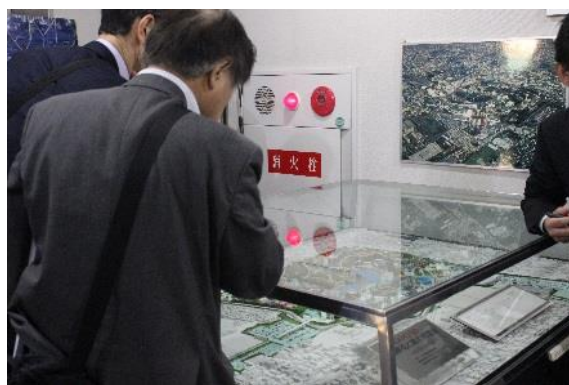
野洲市は、私の出身地・東近江市の隣の町でもあり、非常に誇らしい思いで視察を終えることができた。

なお、私は、緊急の事情が発生したため、視察2日目以降は不参加。

2、 大阪「国際花と緑の博覧会跡地」視察

「国際花と緑の博覧会」及び「鶴見緑地」について

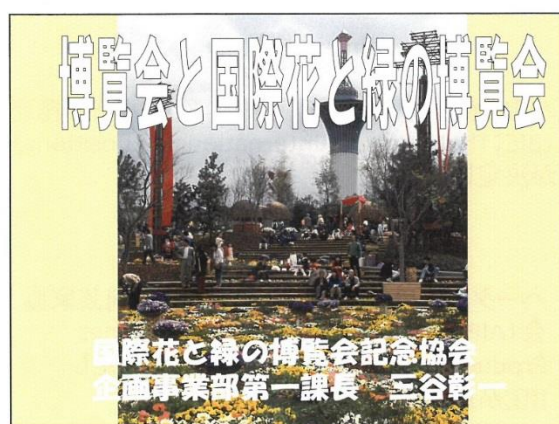
場所：花博記念公園 鶴見緑地



○国際花と緑の博覧会の誘致について

説明：公益財団法人 国際花と緑の博覧会記念協会 企画部第一課長

三谷彰一氏



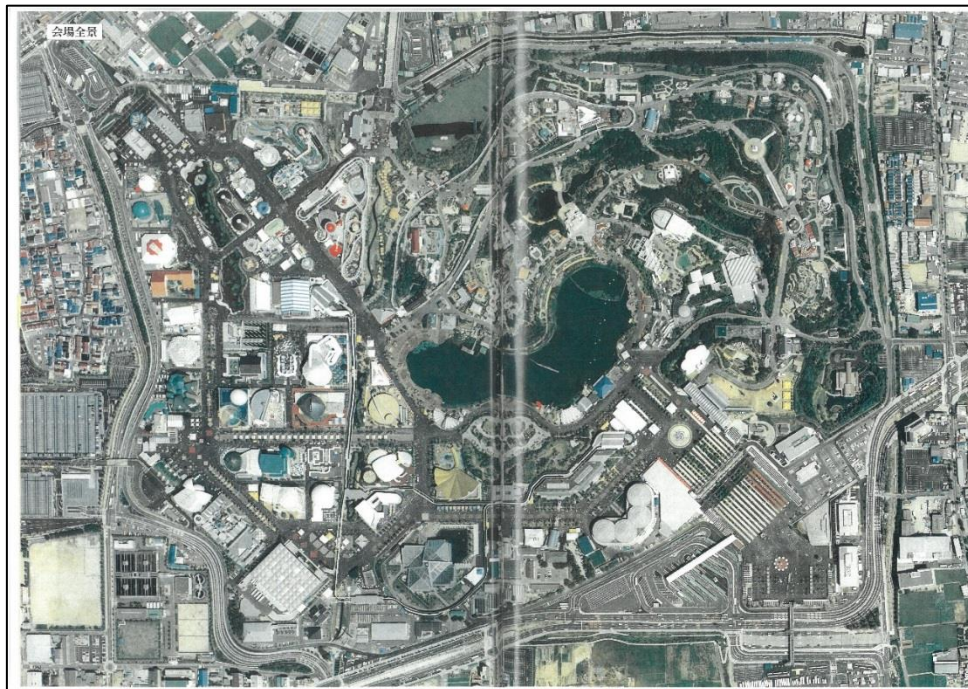
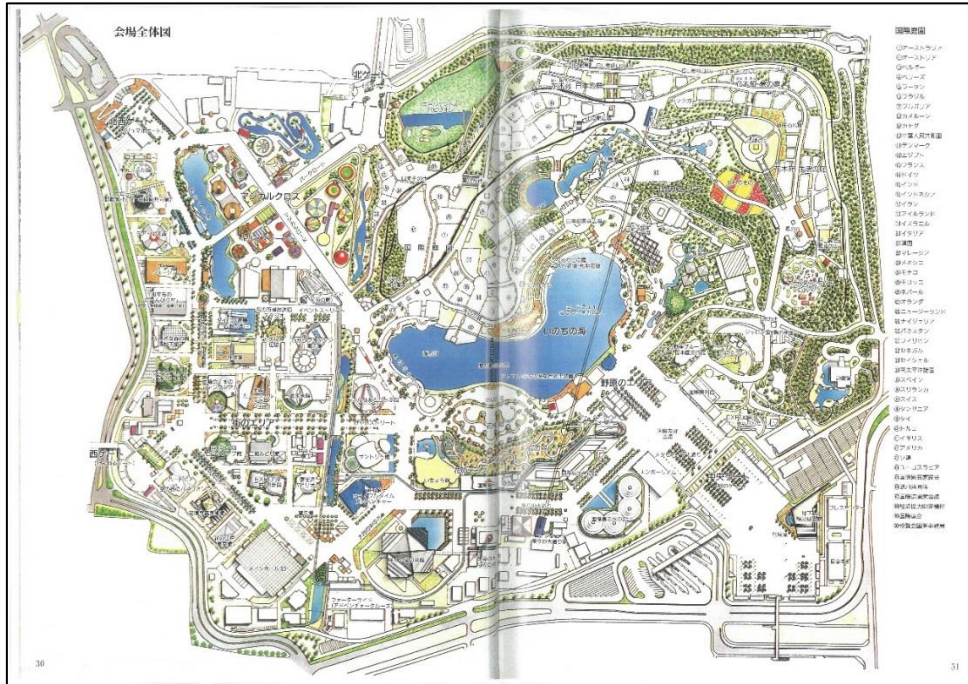
※説明内容は後半の資料参照

○花博記念公園（国際花と緑の博覧会跡地）について

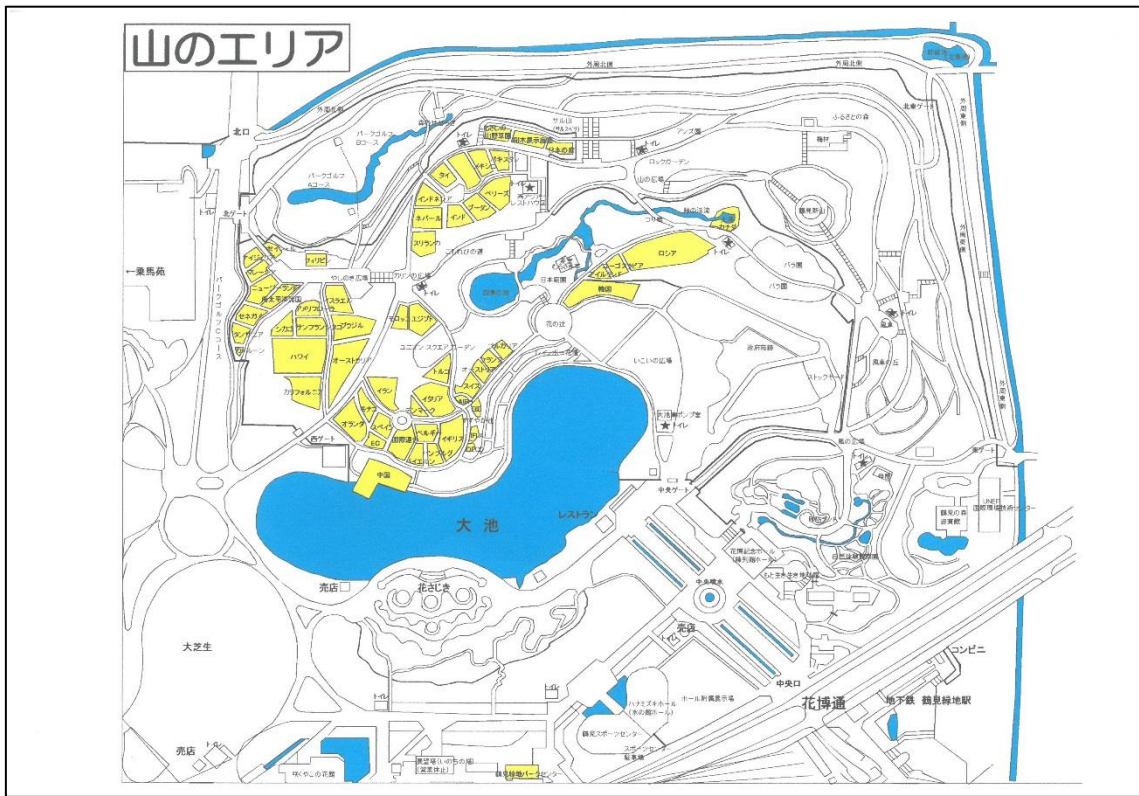
説明：大阪市 建設局 公園緑化部 公園緑化事業改革担当課長

東野 由起子氏

開催当時の会場図・航空写真



花の万博終了後の会場の跡地利用について
花博記念公園 鶴見緑地マップ



国際花と緑の博覧会開催後の経過

(1) 花博後の再整備コンセプト

- H2.4.1～9.30(183日間) 国際花と緑の博覧会(花博)開催(入場者数 23,126,934人)
- H2.9 花博記念公園鶴見緑地基本整備計画策定
 - ※花博終了後の跡地利用については、「鶴見緑地みらい計画懇話会」を設置し、鶴見緑地を21世紀の社会にふさわしい姿とするため、議論・検討を行う
 - ※「鶴見緑地みらい計画懇話会」の委員は、花博会場計画当初から関わりがある有識者(建築・経済分野など)や、まちづくり、緑化行政に関わる委員で構成(21名)
 - ※花博の理念(自然と人間との共生)の継承を基本として、4つのコンセプトで5区画に区分するとともに、8つの博覧会施設の存置方針を決定。

ゾーン	コンセプト	位置
プラザゾーン	施設を中心とした賑わいのあるゾーン	I
ガーデンゾーン	花・緑・水等の自然的資源に恵まれた文化・芸術ゾーン	II
パークゾーン	緑豊かな自然の中で、多様なレクリエーション活動が展開できるゾーン	III
スポーツ・コミュニティゾーン	地域利用による健全なコミュニティを形成するゾーン	IV、V 2

(2) 花博のレガシーとして存置した8施設の状況(1/2)

存置施設名	国際陳列館	いのちの塔	国際庭園 花棧敷・花の谷
当初の活用方針	展示場、イベント会場	展望タワー	花博の主旨を表現するシンボルゾーンとしての記念庭園
経過	<ul style="list-style-type: none"> • 地上2階・地下2階建ての建物で、地上1・2階部分は、環境局が「環境学習センター(生き生き地球館)」の本館として使用していたが、平成25年度末に供用廃止。 • 地下1階の一部は花博協会に管理許可。 • 地下2階は貸しホール「花博記念ホール」として運営。 	<ul style="list-style-type: none"> • 平成4年に展望塔として再オープンしたが、赤字が続き、平成21年度末に供用廃止。 • 塔は公園のシンボル・ランドマークとして保存方針。 	<ul style="list-style-type: none"> • 公園施設として維持管理

(2)花博のレガシーとして存置した8施設の状況(2/2)

存置施設名	咲くやこの花館	水の館	政府苑	迎賓館
当初の活用方針	植物展示温室 イベント会場	展示場及び スポーツ活動の場	記念庭園 (地上建物撤去)	国際交流・会議の場
経過	<ul style="list-style-type: none"> 平成18年度から指定管理開始。 総合植物館として運営。 有料(500円/大人) 	<ul style="list-style-type: none"> 西半分は鶴見区スポーツセンターとして運営。 東半分は貸しホール「ハナミズキホール」として運営。 	<ul style="list-style-type: none"> 地上は庭園として整備して維持管理。 地下室は存置。 	<ul style="list-style-type: none"> 花博終了後、迎賓館として引き継ぐが、一般開放してこなかった。 平成22年、活用方針を変更し、民活提案を公募して、結婚式場、パーティスペース等として運営。 民間事業者に管理許可。

4

(3)花博終了後に整備した主な施設等 ※()内は開設年度

市所管の公園施設			民間設置施設	国際機関等
建設局	経済戦略局	環境局		
<ul style="list-style-type: none"> バーベキュー場(H6) キャンプ場(H6) パークゴルフ場(H13) 乗馬苑(H5) 茶室(H4) 駐車場(H7、H9、H10) 	<ul style="list-style-type: none"> 鶴見区温水プール(H9) テニスコート(H4) 球技場(H9) 第1、2運動場(H9、H14) 	<ul style="list-style-type: none"> なにわECOスクエア(もと「環境学習センター(生き生き地球館)」の別館)(H10) 自然体験観察園(H9) <p>※なにわECOスクエアは自然体験観察園でのイベントやNPOなどのプラットフォームとして活用</p>	<ul style="list-style-type: none"> 温浴施設(H26) フィットネス施設(H26) フットサル場(H26) ドッグラン(H26) あそび創造広場(H27) コンビニエンスストア(H26) 迎賓館新館(H22) バーベキュー場の拡張箇所(H29) 	<ul style="list-style-type: none"> UNEP国際環境技術センター(IETC)(H6) (公財)地球環境センター(GEC)(H6) <p>※UNEP-IETCは、花博のレガシーとして、大阪市が、環境省と外務省の協力を得て誘致した大阪で唯一の国連機関。</p>

(4)公園の管理運営体制

➤花博終了後は直営により実施してきたが、平成27年度より、公園全体(※)を「鶴見緑地スマイル5(構成団体:(一財)大阪スポーツみどり財団、ミズノ(株)他)」が指定管理者として管理運営(31年度末まで)。

※環境局関連施設、経済戦略局関連施設(スポーツセンター・温水プール(ミズノ・三菱ビルテクノグループ)、民間設置施設、国際機関等を除く。

5

花博記念公園鶴見緑地の魅力

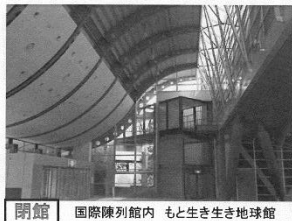
- ◆1990年、市制100周年事業として、国際花と緑の博覧会を開催
理念：「自然と人間との共生」
- ◆都心部にありながら自然と身近に触れ合える公園
- ◆花博記念公園としての魅力と高いポテンシャル



2

花博記念公園鶴見緑地の現在の課題

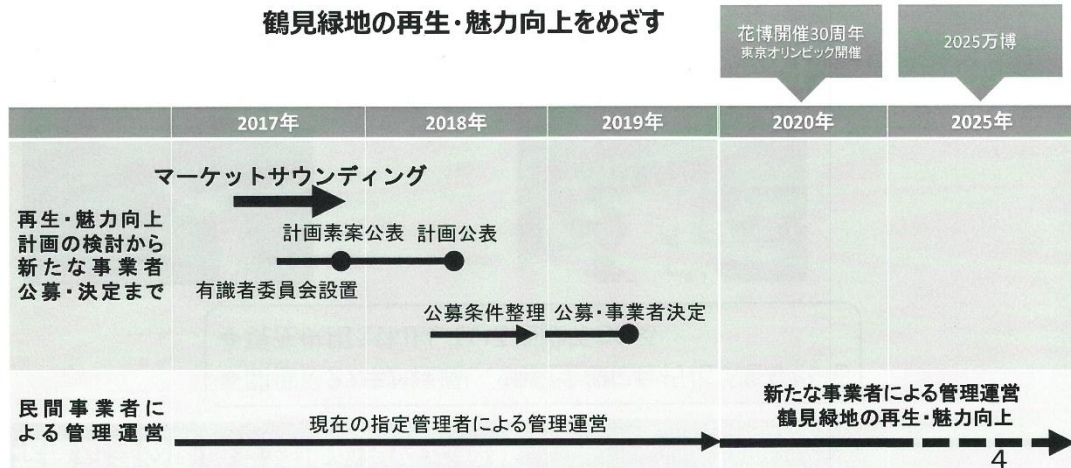
- ◆開催後27年が経過し、施設全般に老朽化が進んでいる
- ◆現在供用を休止している施設等もある



3

花博記念公園鶴見緑地の再生・魅力向上に向けたロードマップ

◆ 2020年からの民間事業者による 鶴見緑地の再生・魅力向上をめざす



再生・魅力向上に向けたマーケットサウンディングの実施

実施の目的

花博の理念継承を基本としながら、近年の利用者ニーズを捉えた事業ニーズや事業性を把握

スケジュール

- ◆ 1次提案(提案概要書)の提出期限
平成29年10月13日(金)
- ◆ 2次提案(事業計画提案書)の提出期限
平成29年11月10日(金)
- ◆ マーケットサウンディング結果の公表
平成29年12月下旬

【花博記念公園鶴見緑地航空写真(2011年度撮影)】



マーケットサウンディングの実施内容

求める提案内容

5つの提案項目の区分に基づく、民間事業者のノウハウや創意工夫を生かした幅広いアイデアの募集

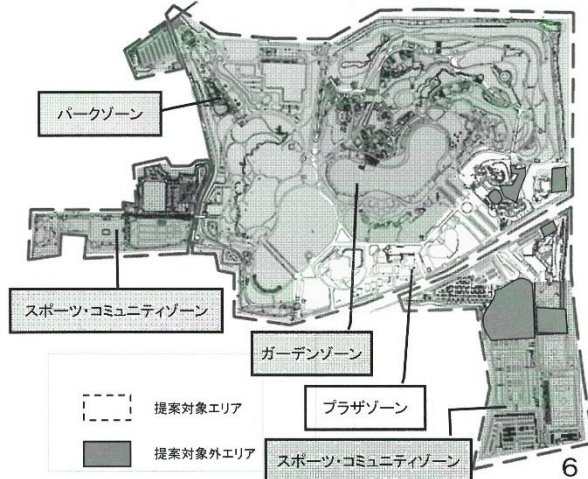
- 1: 鶴見緑地全体での事業展開
- 2: 鶴見緑地のゾーン単位での事業展開
- 3: 鶴見緑地の個別施設での事業展開
- 4: 花博の理念を継承する事業展開
- 5: 鶴見緑地でのソフト事業の展開

※単独項目、複数項目不問

【制約条件】

- 咲くやこの花館
総合植物園としての機能保持(規模等の変更可)
- 国際庭園
寄附による改修を行った施設(タイ・韓国庭園等)
の改修・撤去は要協議

実施エリア（ゾーンイメージ図）



現地視察（山のエリア、温室など）

説明：大阪市建設局 鶴見緑地公園事務所 所長

馬渡 肇氏





↑現在、老朽化したため立ち入り禁止になっている跡地内になる国際庭園内の中国エリア。



当時の施設の一部が残る国際庭園



花博開催時にシンボルだった「いのちの塔」も現在立ち入り禁止

○参加議員からの報告・感想

あらかき由美子議員（団長 南区選出）

大阪花博記念公園鶴見緑地を視察して

視察目的 横浜市では、2015年6月に米軍から返還された旧上

瀬谷通信施設 242ha の広大

な土地を利用して、2026年4月から9月まで国際園芸博覧会の招致することになっている。国内では、国際花と緑の博覧会が大阪市鶴見緑地で1990年4月～9月に開催され、その後の公園の活用がどうなっているのかを知る。

調査項目

・花博誘致までの経緯について

11月15日大阪花博記念公園鶴見緑地へ現地に行き、花博記念協会の三谷課長から花博誘致までの経緯について聞いた。

国際博覧会の開催は、日本では1970年から2005年までに5回実施されている。誘致のために開催の5年前から登録を博覧会国際事務局へ通告し、3年前の確認通告がされるという手続きがある。また国際博覧会は、同一国での開催は博覧会のクラスによって5年から20年と頻度が決められていることがわかった。そのため、大阪府が2025年に万博を誘致しようと今年の3月から委員会を設立して動いていることから、横浜市で国際博覧会を2026年に開催しようとする、この開催頻度にひっかかることがわかり、その点で果たして誘致ができるのか、まずは国内でどうするのが課題であることが分かった。

・花博の総事業費と市の負担について

建設費は361億円、運営費は531億円の合計892億円、総事業費は4076億円。主会場建設費360億円のうち大阪市が負担したのは、68億円。鶴見緑地整備事業費120億円のうち、大阪市は71億円負担している。そのほか、道路整備などを入れると約1000億円を市が負担をしていることが明らかになった。

・花博終了後の会場の跡地利用について

市建設局から跡地利用について説明を受け、1988年には、「鶴見緑地みらい計画懇話会」を設置し、花博終了後の跡地利用について議論・検討を行ってきた。花博のレガシーとして8施設のうち、国際陳列館は「環境学習センター生き生き地球館」は2013年に閉館。いのちの塔、国際庭園パキスタン庭園、中国庭園は休止中。直物展示温室「咲くやこの花館」は2006年から指定管理で総合植物館として運営。花博終了後は直営により実施してきたが、2015年度より、公園全体を「鶴見区緑地スマイル5（構成団体）大阪スポーツみどり財団、ミズノ（株）」が指定管理者として管理運営している。

現在、花博開催後27年が経過し、施設全般に老朽化が進んでいるため、民間事業者による鶴見緑地の再生・魅力向上をめざすとして、マーケットサウンディングを行っている。



考察 現地に行き、広大な土地に作られた公園の管理運営が大変か、実感できた。特に公園の維持管理と施設の管理運営は、年数が経つと劣化するため、そのことを見込んで計画を建てても、資金の面で計画どおりにいかないことがよくわかった。

○かわじ民夫議員（旭区選出）

視察目的：大阪花博の経緯やその後の公園活用の実態について

2015年6月に米軍上瀬谷通信施設（242Ha）が日本に返還された。横浜市は返還地域を今後の郊外部の活性化の拠点として位置づけ、地域の知名度の引き上げや基盤整備の推進に国費を引き込むために、2026年開催の花博を誘致したいとし、今年6月に有識者による花博招致検討委員会を設置した。第4回・花博招致検討委員会では、郊外部の活性化拠点を形成する土地利用の検討として、活力創造・産業振興、賑わいや交流を促進等で、会場の主要区域を都市公園化している。しかし通信施設跡地の活性化や基盤整備のための国費の呼び込みを動機とした花博誘致が、大規模開発等で財政負担に繋がるようなことになってはなら



ない。横浜市は花博誘致の参考例の一つに大阪花博を上げていることから、大阪花博の経緯やその後の公園活用の実態等を学ぶ。

大阪花博（国際博覧会で大国際園芸博覧会）

開催：1990年4月1日～9月30日（183日）

会場：大阪の鶴見緑地（105Ha）

元々レンコンやクワイなどが植わっていた湿地帯で、戦争中は一部が埋め立てられ、防空緑地として整備され、1962年高度経済成長の折、地下鉄の残土、建築廃材や家庭・工場の廃棄物で本格的に埋め立てた。博覧会開催前は大阪市の管理する「都市公園」として市民の憩いの場であった。博覧会時は博覧会協会が占有許可を得、開催し、終了後、大阪市が管理している。

経緯：施政100周年の記念事業、国（建設省）の緑の3倍増構想に乗じた企画

※2025年に大阪万博を企画、その準備に取り掛かっている。

主会場整備費：480億円（会場建設費：360億円、緑地整備費：120億円）

感想

大阪花博は元々の緑地を、国の政策も活用し登園として整備したもの。上瀬谷での開催意図は跡地利用の基盤整備をするための国費の呼び込みを目的とするものであり、企画に無理を感じる。さらにはこの企画が基盤整備にとどまらず、民間活力の導入とした大型開発に繋がりがかねない。2009年開催のY150の失敗からも学ぶべきだ。

〇みわ智恵美議員（港南区選出）

- ・大阪市の国際花と緑の博覧会跡地で調査

横浜市では旧上瀬谷通信施設(米軍)における国際園芸博覧会基本構想が出されているが、これは、80～100haの広大な用地を使つての花博で、政府が立候補申請して行おうとしている「国際博覧会」「大国際園芸博覧会」である。そこで、同様の「国際博覧会」を実施して26年を経た大阪市の「花博記念公園鶴見緑地」(105ha)の調査をすることとした。

1990年、大阪市制100周年事業として行った国際博覧会。現在、花博跡地は「花博記念公園鶴見緑地」となり、学校の遠足や近隣住民が公園として利用している。指定管理者は、鶴見緑地スマイル5(一般財団法人 大阪スポーツみどり財団・美津濃株式会社・三菱電機ビルテクノサービス株式会社・株式会社ウエルネスサプライ・有限会社エルミオーレ)が担っている。大阪市建設局鶴見緑地公園事務所所長馬渡氏の案内で(公財)国際花と緑の博覧会記念協会企画事業部第一課長の三谷氏と、大阪市の公園緑化部東野氏の説明を受けた。

巨大な温室はしっかりと管理がされているがコストがかかっているとお話だった。また、施設全体の老朽化が進み休止している施設がある。その施設が必要だったのか疑問が残った。現在2020年からの民間事業者による再生・魅力向上をめざす取り組みもされている。また、大阪では2025年万博に向けての取り組みも活発である。

横浜では、花博後どんな街にするのか、本当に花博を開催することが街づくりに貢献する取り組みなのか。巨額の税金を投入することに意味があるのか。このことを考える重要性を改めて実感した。横浜市は、博覧会開催について、2026年が国際的に生物多様性の愛知目標の達成年であることや、パリ協定の開始年にあたる2020年と、「持続可能な開発目標(SDGs)」の目標年2030年のほぼ中間の重要な期間に位置する大きな節目の年であるとしているが、このことと万博が何故関連するのか全く説得力は無い。確かに長年米軍基地として専用され街づくりは阻害されてきた。しかし、少子高齢化が進む中で、巨額の税金を投じてのインフラ整備はどうあるべきか問われている。市は、この地が、JR横浜線、東急田園都市線、相鉄線、小田急江ノ島線に囲まれているとしているが、至近の相鉄線瀬谷駅から約2キロ離れている。がしかし、国の今後の都市鉄道のあり方についての答申に「新たな交通については、関係地方公共団体・鉄道事業者等において、LRT等の中量軌道等の導入について検討が行われることを期待」とあることを紹介している。国からの財源を引き出すための市としてのムダな投資に、国としてもムダな税金の使い方にはならないのかを検討しなければならない。一旦、GOサインが出されると方向転換は難しい。これからの上瀬谷地域のあり方を、時間をかけて考えることがまず大切であると考えている。



注：大阪で行われた「国際花と緑の博覧会」は、博覧会国際条約に基づく「国際博覧会」で「大国際園芸博覧会」だった。「国際博覧会」は、パリに本部を置く国際機関である博覧会国際事務局（BIE）が決定した博覧会。「大国際園芸博覧会」は、オランダのハーグに本部を置く国際機関、国際園芸家協会が決定し、BIE が承認した博覧会である。

3、 斑鳩町「ゼロ・ウェイスト宣言」について

場所：奈良県 斑鳩町役場・斑鳩ゴミ衛生処理場 10～12：00

説明：環境対策課 課長 栗本公生

斑鳩町ゼロ・ウェイスト宣言（斑鳩まほろば宣言・斑鳩まほろば行動宣言）の制定について

斑鳩町は、現在、ごみを燃やさない、埋め立てない「ゼロ・ウェイスト」のまちをめざして、さまざまな取り組みをすすめているが、このことを町の決意として、広く公表する「ゼロ・ウェイスト宣言」を2017年5月8日の臨時議会において議決し、制定。

今後は、「斑鳩町ゼロ・ウェイスト宣言（斑鳩まほろば宣言・斑鳩まほろば行動宣言）」にもとづき、さらに積極的に、計画的に、取り組みをすすめていく考え。

ゼロ・ウェイストとは…

浪費や廃棄物をゼロにするという意味の英語。

「ゼロ・ウェイスト」は、ごみの焼却や埋め立てをゼロにしよう、そのためには、ものづくりの段階から、ごみを出さない仕組みをつくっていかうという考え方。

ニュージーランド、サンフランシスコ、釜山のほか、日本では徳島県上勝町、福岡県大木町、熊本県水俣市で、ゼロ・ウェイスト政策が採用。

斑鳩町は、ごみを燃やさない、埋め立てないまちづくりをめざすことを町の決意として、広く公表する、国内4例目の「ゼロ・ウェイスト宣言」を本年5月に行い、今後、さまざまな取り組みをすすめていくこととしている。

※説明内容の詳細は資料を参照ください。



斑鳩町ゼロ・ウェイスト宣言

1. 斑鳩まほろば宣言

「斑鳩」からはじめる、ひろげる、そして未来へつなぐ。

聖徳太子ゆかりのまち、世界最古の木造建築物「法隆寺」のあるまち「斑鳩」から、限りある資源を大切に暮らす、「もったいないの心」を全世界に発信することにより、焼却処分に軸足を置くごみ政策の抜本的転換を促します。

脱焼却、脱埋立てを町の決意宣言として、広く町内外に公表、周知することは、現在、他の様々な地域でごみ・資源物の処理を行う、焼却施設を持たない町の責務であります。

斑鳩町は、現在（いま）を大切にしながら、次世代を担う子どもたちのため、そして未来の地球環境、未来の「斑鳩」のため、脱焼却・脱埋立てをめざすことをここに決意し、「斑鳩まほろば宣言」を行います。

(1) 私たち「斑鳩」は、世界文化遺産のあるまちの責務として、限りある資源を大切に暮らすを次の世代に引き継ぎます。

(2) 私たち「斑鳩」は、ごみは資源として活用することに最大限努力し、平成39年度（2027年度）までにごみを燃やさない、埋め立てない町をめざします。

(3) 私たち「斑鳩」は、聖徳太子の「和」の精神を尊び、同じ志を持つ世界中の人々と手をつなぎ、ゼロ・ウェイストの輪をひろげます。

2. 斑鳩まほろば行動宣言

(1) 次世代を担う子どもたちへの教育の充実次世代を担う子どもたちが限りある資源を大切に暮らす「もったいないの心」を育む教育を充実させます。

(2) 2Rの推進によるごみを発生させない仕組みづくり

2R（リデュース＜ごみを出さない・発生抑制＞、リユース＜繰り返し使う・再使用＞）を推進し、ごみを発生させない仕組みづくりに努めます。

(3) 生ごみ全量資源化及び新たな資源化の推進

生ごみ全量資源化に向けた取り組みを推進し、紙おむつの資源化など新たな取り組みの実現に向けて最大限の努力をします。

(4) ごみ処理費用の削減

収集体制や処理方法の見直しにより、ごみ処理経費のさらなる削減に努めます。

(5) 町ぐるみによる取り組みの推進

ごみを燃やさない、埋め立てないまち「ゼロ・ウェイスト」の実現のため、住民、事業者、行政が一体となった取り組みを推進します。また、関心の低い人などへの周知啓発を行い、意識の向上を図ります。

さらに、高齢者や子育て世帯などにも配慮した取り組みを推進します。

(6) ごみの発生抑制やポイ捨て、不法投棄の防止につながる法制度の整備などに向けた働きかけの推進

拡大生産者責任の徹底や容器包装のデポジット制度導入など、ごみの発生抑制やポイ捨て、不法投棄の防止につながる法制度の整備や取り組みの推進を国・関係機関、事業者などに働きかけます。

(7) ゼロ・ウェイストの輪をひろげる取り組みの推進

ごみを燃やさない、埋め立てないまち「ゼロ・ウェイスト」の輪を、県内外の他自治体にひろげるとともに、観光客へのPR、発信などにより、多くの人に「ゼロ・ウェイスト」の考え方を周知し、ひろげます。

平成29年5月8日 制定

○独自の資源ごみ回収BOXや袋



各家庭に無料で配られている生ゴミ分別用バケツ

○斑鳩ゴミ衛生処理場 現地視察



○参加議員からの報告・感想

北谷まり議員（保土ヶ谷区選出）

奈良県斑鳩町は全国で4自治体目のゼロ・ウェイスト宣言の町となり、2027年度までにごみを燃やさない、埋め立てない町をめざした取り組みを推進しています。ごみの発生抑制対策として実施していることは、①環境井戸端会議、②ごみのゆくえ探検ツアー ③こどもごみ分別博士養成講座 があり、焼却量の削減対策として、①枝葉・草類分別収集、②生米分別収集モデル事業 を実施しています。

環境井戸端会議は、役場から職員が地域に出向くなどして継続していることから、住民に根付いている印象を受けました。ごみのゆくえ探検ツアーは、ごみがどのような工程を経るのかが、住民に見えるようになり、ごみに対する住民の意識の向上に大きく寄与するものであると思いました。また、家庭内でのごみ分別の監視役をなる「ごみ分別博士」を育てることは、将来の担い手を育成することになるだけでなく、いまずぐに家庭内でお手伝いをすることもできるようになるため、意義ある取り組みだと思いました。

枝葉・草類分別収集の実施により、可燃ごみの約23.6%が焼却から資源化に移行、生ごみ分別収集モデル事業では、可燃ごみの約14%が資源化に移行、それらが堆肥されて商品になって帰ってくることに驚きました。生ごみのバケツを配布していることは、横浜市も参考にできると思いました。

可燃ごみの組成調査の結果、紙ごみをさらに細かく分別することになり、ゼロ・ウェイストへの取り組みとして、①雑がみ分別チャレンジ、②紙おむつ資源化に向けた調査研究 ③くり返し使ってくれてありがとうき（陶器）市 ④ごみ分別体験ステーション があり、そのどれもが、素晴らしいと思いました。ステーションを訪問すると、清潔感があり、いつでも必要に応じて来ることができる場所であることに感心しました。ステーションが不衛生であれば、住民は近づきたくなくなると思いますが、暮らしに必要な場所であるとの認識をもてる施設となっていることが大事だと思います。「私捨てる人、あなた収集する人」という意識では、ゴミを出さない暮らしを実践することは、難しいのではないかと思います。

分別数は細かいですが、新品の不用品の分別もあり、「もったいない」精神で、ものを大切にしていしくみを行政がつくることは、必要であると感じました。

今後の取り組み予定として、リユース工場の開設、食品ロス削減対策を実施するとしていまず。一自治体の取り組みであっても、課題は地球的規模のもので、Think Globally, Act Locally（地球的規模で考え、地域で実践） のとおり、自治体の実践が、地球的規模の課題解決に貢献するというところを、ゼロ・ウェイストの取り組みから学ぶことができました。



横浜市においても、やれることから実行できるよう、提案をしていきたいと思います。住民への啓発や、転居してきた方への情報の徹底などは、すぐにでもできることだと思います。

横浜市に対して、様々な提案ができるようこれからも学び続けたいと思います。



宇佐美さやか議員（神奈川区選出）

奈良県生駒郡斑鳩町は、全国の自治体で4番目に『ゼロ・ウェイスト宣言』をした町だそうです。

人口28,230人、11,600世帯の町が、なぜごみを出さないことに力を入れるのか、横浜でも実践できることはないのかなど、聞かせて頂く。

斑鳩町では、早くからごみの減量化などにとりくんできたものの、なかなか減らないことから、住民の意識改革をしていこうと、2000年に奈良県内で初めてごみ処理を有料化したそうです。当時は、反対の声もありましたが、自分たちの努力次第でごみが減らせて、ごみ袋を買う回数が減ることが分かると、住民も納得し、ごみを減らす＝家計を助けるという考え方が定着していったそうです。

町内には、『ごみ分別体験ステーション』あり、地域の住民がごみを持って来ては、分けて置いていく。私たちが視ている間にも、お2人ほど車でいらして捨てて行った。ここは、何と35種類に分別することになっていて、この分別の仕方を身に着けるために、2016年9月に焼却場跡地につくられた施設だそうです。

可燃ごみといっても、紙おむつは別。不燃ごみは、アルミ製品、鉄製品、ブリキ製品、銅製品、布製品、その他不燃と6つに分別する。そうすることで、まだ使える物も多く、リサイクルできることに気付く。木々の剪定した枝や落ち葉、生ごみは、肥料としてリサイクルされるので、燃やすことはしない。

ごみ発生抑制対策の1つめに、町は、1998年から、ごみ処理有料化説明会（第1回）から、2001年の第2回環境問題学習会エコトークなどを開いて、住民のみなさんと膝をつきあわせ、そこから発展させて2014年度～2016年度には、第7回環境井戸端会議という住民参加の会議を開催しているという。第7回のテーマは『おかげさまでここまで進んだ！斑鳩町のごみ減量資源化 ～あけてびっくりごみ袋の中身は？～』ということで、住民のみなさんの努力が実を結んでいることをご報告しているのだそうです。

2つめに『ごみのゆくえ探検ツアー』というイベントを開催し、自分たちが出したごみがいかにして次の製品として生まれ変わるのかを見に行くということもしているそうです。大人だけではありません。子どもさんたちにも活躍してもらうために、家庭内での、ごみ分別の監視役となる『ごみ分別博士』養成講座を学校に出向き開催。分別体験をしてもらい、家族がごみの捨て方

を間違えると指摘する子どもさんもいるそうで、強力なごみ減量化の協力者として、しっかり育っていて何とも頼もしい。

私は、資源循環局と何度も質問のためのレクチャーを受けて、その度にごみの出し方を知らない市民が多いように思い、啓発の徹底を求めていましたが、2016年度決算特別委員会局別審査では、ペットボトルの出し方について、飲料メーカー等に協力してもらい自販機の横にあるごみ箱にキャップやラベルを入れられるスペースを設けることなどを提案しました。ゲーム感覚で資源ごみの出し方が身に着くようなイベントを開催することも提案したところです。

横浜の様な大都市が、本気になってごみの削減に取り組めば、CO₂の大幅な削減につながり、貴重な資源を守り次の世代に渡すことができる。このことをもっと横浜市民に知らせていかなければと、あらためて思いました。

今回、お話しして下さった、環境対策課栗本公生さんのゴミに対する熱い思いが、凄かったです！！



大貫憲夫議員（青葉区選出）

「ゼロ・ウェイスト宣言」の自治体

日本共産党横浜市議団は、2017年11月16日に奈良県斑鳩町「ゼロ・ウェイスト宣言」政策の視察・調査を行いました。

奈良県斑鳩町は2027年までの10年間に焼却・埋立ごみをなくす「斑鳩ゼロ・ウェイスト宣言」を、今年5月15日に行いました。国内4番目です。ゼロ・ウェイスト宣言は、1996年に世界で初めてオーストラリアの首都キャンベラで発せられ、今や、世界の多くの都市・自治体で採択が広がっています。

ゼロ・ウェイストは、廃棄物の発生や資源の浪費をゼロに近づける運動であり、排出された廃棄物をリサイクルするゼロ・エミッションと異なる運動とされています。その点では、横浜市のごみと資源の総量を削減するヨコハマ3R夢プランもゼロ・ウェイストを目指しているものと言えます。

斑鳩町がゼロ・ウェイストを目指すに至った経緯は、ごみ焼却施設の老朽化に際し、財政的事情で新しい施設建設ではなく三重県での焼却処理の民間委託を選択し、2012年3月市内での焼却処理を廃止しました。そして、民間委託による他自治体への迷惑を最小限にするためにも、ごみの焼却・埋立ではなくごみの発生を最小限に、さらに発生したごみの資源化を徹底するとして、ゼロ・ウェイストの政策に舵を取りました。

斑鳩町ごみの量は、1999年度に家庭ごみ指定袋の有料化を契機に、2015年度では2011年度比較して34%減量しました。しかし、指定袋の有料化はきっかけに過ぎず、減量化を維持できた要因は、指定袋の有料化の前年から始め継続して実施されている環境井戸端会議（自治会説明

会) や、ごみ集積所に出した後のごみのゆくえを見学するツアー「ごみのゆくえ探検ツアー」等をはじめとする住民への意識啓発の結果です。

そして、2017年までの五年間に様々な取り組みを行い、「斑鳩まほろば宣言・斑鳩まほろば行動宣言」を行い、その成功のカギを握る町民の理解と協力を一層進めるため、政策貫徹の行政の意思を内外に表明しました。

ゼロ・ウェイスト政策を成功させるためには、何と云っても燃やすごみを極力少なくすることです。斑鳩町での可燃ごみの中で生ごみが70.5%、紙が26.6%という組成率となっています。生ごみの焼却を減らすことがゼロ・ウェイストの成否をきめます。

斑鳩町は生ごみ分別収集モデル事業を実施し、2016年12月末現在、75自治会6,200世帯が生ごみを通常の可燃ごみとは分けて収集し資源化する取り組みがされています。今後、生ごみ分別収集参加を9000世帯、自家処理1000世帯を目標としています。斑鳩町の世帯数は、2017年9月30日現在11,600世帯です。そのほとんどが生ごみの分別収集等に参加していることとなります。生ごみの分別が進んだ理由については、生ごみは「汚い」「管理やごみ出しが面倒」との課題を解決するため、分別参加の全世帯に密閉型ポリバケツを無料配布し、自治会を通じ啓発を進めたことです。また、住民に資源循環を実感してもらうため分別収集された生ごみが堆肥として資源化され町内で販売しています。これらの取り組みによって、斑鳩町のごみ資源化率は55%となり、全国平均の20%を大きく上回りました。

斑鳩町は今後2016年度に3855トンあった焼却・埋立てごみをゼロにするため、リデュース、(発生抑制) リユース(再使用)と必要最小限のリサイクル(再利用)をすすめ、具体的な計画を策定するとしています。

翻って横浜市の「ヨコハマ3R夢」は、2009年にごみ量の42.2%削減を実現したG30の成果に立ち、2025年にはごみと資源の総量を10%以上削減するという目標を立てています。斑鳩町のゼロ・ウェイスト政策に勝るとも劣らないものです。違いは、ごみと資源の総量を減らすという「ヨコハマ3R夢」に託した市の決意が市民に伝わりにくいことです。一方、斑鳩町の「ゼロ・ウェイスト宣言」は分かりやすく、勢いを感じさせる点です。「G30」は分かりやすかったのです。ごみ問題の政策成功のカギは、市民の参加です。分かりにくい「ヨコハマ3R夢」を成功させるためには、いっそうの市民への説明・啓発が必要です。

最後に、今回の斑鳩町の視察では、斑鳩町の担当職員の熱意を強く感じました。その熱意がゼロ・ウェイスト宣言を成功させる原動力となると確信しました。

発行：日本共産党横浜市会議員団

発効日：2017年12月

横浜市中区港町1-1 横浜市役所内 電話 045-671-3032 F A X 045-641-7100